

平成30年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年6月7日午前9時30分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 檜山裕子

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員	平尾好孝
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課 企画員	瀬田和哉	住民生活課員	宮本真里
住民生活課 企画員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課 企画員	三浦誠	税務課長	橋本秀行

税務課企画員	芦口正史	上下水道課長	川口孝志
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	中松秀夫
教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣		

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 2 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 5 報告第 1 3 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補  
正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 報告第 1 4 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補  
正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 4 9 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 0 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 1 号 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度上富田町一般会計補正予算 (第 1 号)

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 30 年第 2 回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、5 月から 10 月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも、6 月から 9 月定例会までクールビズとしてノーネクタイで会議することを決定し、また今回より町製作のポロシャツの着用も許可しております。それに伴いまして本議会ではノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは、議長判断により上着をとっていただくことになっております。本日は上着をとっていただいて結構かと思っております。当局の方も上着をとっていただいて結構であります。

これより暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 9 時 3 1 分

---

再開 午前 9 時 3 6 分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 3 番、家根谷美智子君、5 番、中井照恵君を指名いたします。

---

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの13日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は13日間に決しました。

---

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成30年3月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願いと、「日本政府に核兵器禁止条約に賛同し、調印するよう求める」意見書の提出を求める要請書をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは本日6月7日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また討論の方法も記入し、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私ともまことにお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年も梅の収穫最盛期となりました。梅の産地情報によりますと、ことしの生産量は、小梅は平年より多く、南高は昨年より多く平年並み、古城は平年よりやや多いとなっております。昨年の梅の生産量が極めて少なかったため、生産者や市場関係者の方々からは、このままの状況で安定した気候が続き、豊作になってほしいとの声が多く聞かれます。毎年のことですが、青梅の品質や量が安定し、また、青梅、梅干しの価格が昨年よりよい価格で推移することを願っております。

次に、平成29年度の一般会計の決算状況についてご報告をさせていただきます。

長引く景気低迷の中ではありますが、行政改革に継続して取り組み、経常経費のさらなる節減に努めたことから、減債基金に5,000万円を積み立てることとし、その結果、財政調整基金と減債基金を合わせた年度末残高は14億2,314万4,000円となります。大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力のもとに、税収の確保や行財政改革に職員と一丸となって取り組んだ成果によるものと評価しているところでございます。

しかしながら、学校給食センターの建設に係る財源の多くを地方債によって賅ったため、一般会計の町債の年度末現在高につきましては69億1,097万円で、前年度より5億6,019万2,000円の増額となり、今後、多額の償還金が必要となることから、引き続き厳しい財政状況となります。なお、実質収支額では例年と大きな増減はなく、8,900万円程度となる見込みであります。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案につきましては、報告事項として平成30年度特別会計補正予算3件、条例の一部改正5件、平成30年度一般会計補正予算1件の合計9件であります。

なお、追加議案として、上富田町教育委員会教育長の●●及び上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任について、本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第12号から報告第14号までにつきましては、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業の補正予算（第1号）でございまして、それぞれの会計で、平成29年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補填しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第49号につきましては、上富田町税条例等の一部を改正する条例（案）でございまして、地方税法の一部を改正する総務省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、上富田町税条例の一部を改正するものであり

ます。主な改正概要は、個人住民税における給与所得控除制度等の見直しや、たばこ税率の引き上げなどの所要規定の整備などであります。

次に、議案第50号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、平成30年度国民健康保険税の税率を改正するものであり、今年度より国民健康保険制度は県が財政運営の責任主体となるため、県が示した標準保険税率を基準とした税率改正となります。平均で減額改定をするものであります。

次に、議案第51号につきましては、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るために、国の定める基準が一部改正されたことに合わせて、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第52号につきましては、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、督促手数料の徴収について、上富田町定住促進住宅との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号につきましては、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、町長等の給与の減額支給を定めた条例であり、教育長の給与の減額を引き続き実施することから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号につきましては、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に4億5,063万6,000円を追加し、予算総額を59億8,363万6,000円と定めております。補正予算の主な内容は、庁舎の放送設備改修事業で1,300万円、食育交流センター建設事業で3,400万円、外国語指導助手ALTの1名増加分で312万7,000円、岩田公民館建設事業で3億8,558万円を措置しています。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

---

#### △日程第4 報告第12号～日程第12 議案第54号

##### ○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 報告第12号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の件から日程第12 議案第54号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件まで9件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

おはようございます。

私からは、報告第12号をご説明申し上げます。

報告第12号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めら

記。

専決第12号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第12号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,534万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,734万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借り入れの最高額に2億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を3億円とする。

平成30年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。2款諸収入、補正前の額に2億1,534万6,000円を追加し、3億8,733万8,000円、歳入合計では補正前の額に2億1,534万6,000円を追加し、3億8,734万円と定めてございます。

歳出でございます。2款公債費、補正前の額に225万円を追加し、375万円。3款前年度繰上充用金、今回新たに2億1,309万6,000円を追加し、2億1,309万6,000円。歳出合計では補正前の額に2億1,534万6,000円を追加し、3億8,734万円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に2億1,534万6,000円を追加し、3億8,479万8,000円、計としまして補正前の額に2億1,534万6,000円を追加し、3億8,733万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。2款公債費、1項公債費、1目利子、補正前の額に225万円を追加し、375万円、一時借入金利子となっております。3款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、今回新たに2億1,309万6,000円を追加し、2億1,309万6,000円と定めてございます。

なお、参考としまして、29年度では前年度繰上充用金は3億7万5,000円となっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大石哲雄）**

平尾君。

**○総務政策課企画員（平尾好孝）**

皆さん、おはようございます。

私のほうからは、報告第13号、そして報告第14号についてご説明申し上げます。

まず、報告第13号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第13号、平成30年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願い申し上げます。

専決第13号、平成30年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成30年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入



歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は70万円と定める。

平成30年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

2ページをお願い申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

第1款諸収入の第1項貸付金元利収入、補正前の額に3万6,000円を追加し、77万2,000円と定めています。

次に、歳出でございます。第1款公債費、第1項公債費、補正前の額に8,000円を追加し、74万4,000円と定めております。第2款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、今回新たに2万8,000円を計上しております。歳出合計としまして、補正前の額に3万6,000円を追加し、77万2,000円と定めております。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますがお目直しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。1款諸収入、1目宅地取得資金貸付金元利収入、補正前の額に3万6,000円を追加し、77万2,000円と定めております。これは、貸付金元金過年度収入となっております。

次に、3、歳出。1款公債費、2目利子、補正前の額に8,000円を追加し、6万1,000円と定めております。2款前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、今回新たに2万8,000円を追加計上しております。

続きまして、報告第14号を説明させていただきます。

報告第14号、専決処分承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記。

専決第14号、平成30年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第14号、平成30年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成30年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,692万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,690万円と定める。

平成30年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。1款諸収入、1項貸付金元利収入、補正前の額に2,397万円を追加し、2,692万7,000円と定めております。

次に、歳出でございます。1款公債費、1項公債費、補正前の額に30万3,000円を追加し、326万円と定めております。2款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、今回新たに2,366万7,000円を計上しております。歳出合計としまして、補正前の額に2,397万円を追加し、2,692万7,000円と定めております。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、補正前の額に2,397万円を追加し、2,692万7,000円と定めております。これは貸付金元金過年度収入であります。

次に、歳出でございます。1款公債費、1目利子、補正前の額に30万3,000円を追加し、50万7,000円と定めております。2款前年度繰上充用金でございます。1項前年度繰上充用金、今回新たに2,366万7,000円を計上しております。

以上でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

税務課長、橋本君。

## ○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。

私のほうからは、議案第49号並びに第50号をご説明いたします。

まず、議案第49号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

第1条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改め文を掲載しておりますが、まず条例案の趣旨並びに背景につきましてご説明いたします。

地方税法の一部を改正する総務省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、本改正条例案の承認を求めるものでございます。このたびの条例議案につきましては、前回の5月臨時議会におきまして承認をいただきました専決処分条例以外の施行期日部分となりまして、関係税目として個人住民税、法人住民税、固定資産税、たばこ税に関する新規創設及び所要規定の整備となっております。条立てにつきましては、第1条から第6条の構成となり、それぞれ施行期日が異なるなど複雑な改正議案となっておりますので、ご留意ください。

なお、今回もかなりの量の改正案となっておりますので、主要ポイントのみの解説とさせていただきます。その他の条文につきましては割愛させていただきますので、ご了承をよろしくお願いいたします。

それでは、第1条の主要ポイントにつきまして、参考資料の新旧対照表15ページ中段をごらんください。

このたびの税制改正におきましては、住民生活に最も関係のある所得税、住民税におきまして、所得控除方式のあり方が見直されました。内容は、給与控除等の所得の種類に応じた控除と、基礎控除等の人的控除のあり方を全体的に見直す改正となっております。具体的にいえば、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除に控除額の一部を振りかえる規定となっております。改正の背景としましたら、近年、働き方がさまざまな面で多様化しております。特定の企業や組織に属さず、フリーランスとしての業務単位で仕事を請け負うなど多様な働き方がふえつつあります。このような形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していく

考えのもと、給与所得控除や公的年金控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げるといった内容でございます。

条文中の第34条2の所得控除の規定につきましては、基礎控除額に所得要件を創設する改正でございます。内容は、基礎控除を一律10万円引き上げられます。次に、合計所得金額が2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する規定となっております。具体的にいえば、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者は、所得金額に応じて控除額が段階的に減少し、合計所得額が2,500万円を超える納税義務者は、基礎控除の適用ができないという規定となっております。

なお、この適用期日は平成33年度の町県民税から適用になり、施行日は平成33年1月1日となります。

基礎控除につきましては、高所得者までに税負担の軽減措置を講じる必要性は乏しいという指摘を踏まえ、逡減・消失型の所得控除方式を採用することとなっております。ですが、地方税法等の上位改正の準用規定となりますので、このたびの本条例の改正は字句の所要の規定の整備となっております。

続きまして、18ページ下段をお願いします。

たばこ税の見直しについてですが、若干ご説明いたします。まず、改正ポイント2点の趣旨、背景につきましてご説明いたします。

まず1点目は、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準を見直すという改正でございます。内容は、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3回に分けて段階的に実施されます。たばこ税につきましては、1本当たり0.5円ずつ計1.5円、国と地方税合わせて1本当たり1円ずつ、計3円引き上げられることとなります。

次に、2点目は、加熱式たばこと紙巻きたばこの間に税額格差が存在するために、製品特性を踏まえた課税方式への見直しとされます。

以上の2点を踏まえた上、ご説明いたします。

第92条の規定につきましては、製造たばこの区分を新たに創設する規定となっております。1の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設します。現在、加熱式たばこは、税法上パイプたばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されております。

次に、19ページ下段のほうでお願いします。

第93条2の規定につきましては、製造たばことみなす規定となっております。内容は、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンやその他の物品の混合物を充てんさせたもの、いわゆるカートリッジをいいます——を日本たばこ産

業株式会社、いわゆる J T や、特定販売業者から委託を受けて喫煙用具を製造するもの及び総務省令で定めるものにつきましては製造たばことみなして、地方税法の規定を適用する新設規定となっております。

次に、20 ページから 23 ページ中段までの規定でございます。

第 94 条、たばこの課税標準の規定となっております。これには第 3 項、第 5 項、第 7 項から 10 項を新設規定しております。内容につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への加算方法として、重量と小売価格を紙巻きたばこに換算する方法として改定の規定とします。激変緩和等の観点から平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年の 10 月 1 日まで、5 年間かけて段階的に移行します。

次に、23 ページ中段をお願いします。

第 95 条はたばこ税の税率の規定となります。内容は、たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げる改正となります。第 1 条による改正では、たばこ税の税率を 1,000 本当たり現行の 5,262 円から 5,692 円と 430 円引き上げられることとなります。施行日は 30 年 10 月 1 日、これが一番直近の施行日となっております。

続きまして、24 ページ下段をお願いします。

附則第 5 条の規定につきまして若干説明いたします。

準用規定となる地方税法附則第 3 条の 3 の規定の改正がありまして、これに伴いまして個人住民税の所得割の非課税範囲が見直されました。内容は、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するために、所得税及び住民税の配偶者控除並びに配偶者特別控除の改正に係る所要の規定でございます。具体的にいえば、配偶者控除につきまして、納税義務者の所得が 900 万円を超えると段階的に控除額が減少し、所得が 1,000 万円を超える方につきましては配偶者控除の適用を受けることができないという規定でございます。

次に、配偶者特別控除につきましては、適用を受けられる配偶者の所得の範囲が現行の 38 万円超 76 万円未満から 38 万円超 123 万円以下にまで引き上げられました。また、この納税義務者の所得が 900 万円を超えると段階的に控除が減少する改正でございます。この改正の適用期日は平成 31 年の町県民税から適用となり、施行日は 31 年 1 月 1 日となります。ただし、条文中の限度額の引き上げの部分、10 万円を加算する部分については、33 年度の町県民税から適用となり、33 年 1 月 1 日施行日となりますので、ご注意ください。この改正につきましても逡減・消失型の所得控除方式を採用することになりますが、今回の改正では地方税法との上位改正法の準用規定となりますので、本条例は控除対象配偶者を同一生計配偶者の定義のみが改正されるという形に

なりますので、ご留意ください。

続きまして、25ページの上段をお願いします。

附則第10条の2第14項の規定につきまして、法附則第14条第47項に規定する町の条例で定める割合はゼロとする。至ってシンプルな書きぶりなんですけれども、ちょっと奥が深いので私のほうから説明いたします。この改正案につきましては、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税を3年間ゼロとする特例措置の創設となっております。生産性向上特別措置法とは、ことし5月に法案が可決され、平成30年6月6日施行される新しい法律でございます。内容は、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しする法律でございます。具体的にいえば、平成30年度から32年までの3年間に町内の中小企業が生産性向上に資する基本計画を作成し、設備投資を行った際に、償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする課税免除の特例措置となっております。今後、中小企業の設備投資を支援していく条件としては、本条例の制定が必要となります。また、上富田町への影響は、対象となる事業者の固定資産税の課税免除は3年度分となっておりますので、税の減収額の75%は普通交付税に算入されます。まだ始まったばかりの法律なので、ちょっと詳細の部分は控えさせていただきます。現時点での当町の対象はありませんが、近い将来支援を受ける事業者があった場合に速やかに対応できるよう、本条例に新設規定を追加し、準備をするものでございます。

続きまして、第2条改正につきまして説明いたしますので、恐れ入りますが改正条文の5ページ中段までお戻りください。

第2条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

この条の改正ポイントとしましては、第94条第3項、これはたばこ税の先ほど説明した課税標準の規定となります。先ほど1条の改正で説明した内容のとおり、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と小売価格を紙巻きたばこに換算する方法の規定となります。激変緩和の観点から平成30年10月1日から平成34年の10月1日まで、5年間かけて段階的に移行します。したがって、第2条中に係る第94条の3項による施行日は、平成31年10月1日となります。また、期間中の課税標準には、新たな課税方式により紙巻きたばこの加算を5分の1ずつふやしていく内容となっております。

次に、3条から5条の改正内容につきましては、第1条、2条の改正内容と一部重複する部分がありますので、割愛させていただきます。よろしく願いしておきます。

続きまして、6ページ中段をお願いします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。この第6条、上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。この改正内容につきましては平成

27年度改正がありまして、それにより平成31年4月1日に予定されておりました旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げを平成31年10月1日に延期するなどの規定でございます。ちなみに旧3級品の紙巻きたばこは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット等々の計6種類をいいます。

以上、第2条から6条の改正につきましての新旧対照表につきましては、26ページから32ページに掲載しておりますので、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

恐れ入りますが、改正条文の6ページにお戻りください。下段です。

附則第1条において、この条例は、平成30年10月1日から施行するとしております。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。また、附則第2条に町民税、附則第3条から第9条には町たばこ税及び手持品課税に関する課税経過措置を7ページから13ページに定めておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で私の説明を終わります。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第50号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

まず、条例案の趣旨並びに背景につきましてご説明いたします。

平成30年度国民健康保険制度につきましては、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して、市町村ごとの国保事業費納付金額を決定します。また、県はこの納付金を納めるために必要な標準保険税率を市町村ごとに算定します。次に、市町村は県の示した標準保険税率を参考に税率を決定し、保険税を賦課徴収し、県に納付金を納めることとなります。当町の平成30年度税率改正におきましては、去る5月24日に国保運営協議会を開催いたしまして、県の示した標準保険税率を参考に、協議会委員の皆様方にご協議いただき、ご承認をいただいております。

以上の趣旨、背景を踏まえ、本条例の一部を改正し、条例議案の承認を求めるものでございます。

本条例の改正につきましては、国民健康保険税の改正であります。税率の改正となります。

以下、改正条文を掲載しておりますが、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますの

で、3ページをお願いします。

第3条につきましては、医療費分の所得割の税率で、現行の100分の7.0を100分の5.6に改正するものであります。

次に、第4条につきましては、医療費分の資産割の税率で、現行の100分の30を100分の21.5に改正するものであります。

次に、3ページ下段から4ページをお願いします。

第5条の2第1号につきましては、医療費分の平等割で、現行の1世帯当たり5万8,000円を5万円に改正するものであります。同条2号につきましては、医療費分の特定世帯の平等割で、現行の1世帯当たり2万9,000円を2万5,000円に改正するものであります。同条3号につきましては、医療費分の特定継続世帯の平等割で、現行の1世帯当たり4万3,500円を3万7,500円に改正するものであります。

次に、第6条につきましては、後期高齢者支援金分の所得割の税率で、現行の100分の1.9を100分の1.6に改正するものであります。

次に、第7条につきましては、後期高齢者支援金分の資産割の税率で、現行の100分の9.0を100分の6.0に改正するものであります。

次に、第7条の3の1号につきましては、後期高齢者支援金分の平等割で、現行の1世帯当たり1万6,000円を1万4,000円に改正するものであります。同条2号につきましては、後期高齢者支援金の特定世帯の平等割で、現行の1世帯当たり8,000円を7,000円に改正するものであります。次に、同条3号につきましては、後期高齢者支援金の特定継続世帯の平等割で、現行の1世帯当たり1万2,000円を1万500円に改正するものであります。

次に、5ページをお願いします。

第8条につきましては、介護納付金分の所得割の税率で、現行の100分の1.4を100分の1.2に改正するものであります。

第9条につきましては、介護納付金の資産割の税率で、現行の100分の7.5を100分の6.5に改正するものであります。

次に、第9条の2につきましては、介護納付金分の均等割で、現行の1人当たり6,100円を7,000円に改正するものであります。

次に、第23条につきましては医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の応益割の部分、いわゆる被保険者均等割、世帯別平等割に係る7割、5割、2割の軽減世帯の税率改正でございます。これにつきましてはお時間等の関係もありまして割愛させていただきますので、恐れ入りますがお目通しをよろしくお願いいたします。

このたびの税率改正における当町への影響につきましては、平成29年度当初調定額



と対比すれば、医療費分につきましては約21%の減額、後期高齢者支援金分につきましては約19%の減額、介護納付金につきましては約0.8%の減額となります。全体合わせて約20%減額となる税率改正となっております。当初調定額で対比すれば約9,300万円程度の調定額が減額される予定となっております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

附則第1条において、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。第2条において適用区分を定めておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で私の説明を終わります。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

10時40分まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時39分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

おはようございます。

私からは、議案第51号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

議案第51号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願い致します。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び規定の明確化を図るために、国の定める基準が一部改正されたことに合わせて、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正条文をお願いします。

第10条第3項第4号を次のように改める。

第4号、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者。

第10条第3項に次の1号を加える。

第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照のほどお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

#### ○産業建設課企画員（三浦 誠）

私からは、議案第52号をご説明申し上げます。

議案第52号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上富田町営住宅管理条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

督促。

第17条の2、町長は、家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促するものとする。

2項、前項により督促状を発した場合においては、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合においては、これを徴収しないことができる。

次のページをお願いします。

参考資料としまして、新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

なお、附則につきましては、この条例は、平成30年7月1日から施行するとなっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

総務政策課長、水口君。

**○総務政策課長（水口和洋）**

私からは、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第53号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部改正。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、特別職である町長、副町長、教育長の給与の減額支給に関する規定を定めた条例であり、減額率は100分の10となっております。今回、教育長の減額支給の期間を任期期間に合わせて延長するための一部改正でございます。

それでは、改正条文をお願いいたします。

第2条第3号を次のように改める。

第3号、教育長、平成30年9月分から平成33年8月分までと定めています。

附則で、この条例は平成30年9月1日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

総務政策課企画員、中島君。

**○総務政策課企画員（中島正博）**

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第54号につきましてご説明いたします。

議案第54号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,063万6,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,363万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきまして、14款国庫支出金では、補正前の額に今回1億2,754万1,000円を追加、6億8,115万7,000円と定めてございます。18款繰入金では、補正前の額に1億22万5,000円を追加。20款諸収入では、補正前の額に447万円を追加。21款町債では、補正前の額に2億1,840万円を追加。歳入合計では、補正前の額に今回4億5,063万6,000円を追加し、59億8,363万6,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に2,170万円を追加し、6億9,200万7,000円と定めてございます。5款農林水産業費では、補正前の額に220万円を追加。9款教育費では、補正前の額に4億2,673万6,000円を追加。歳出合計では補正前の額に4億5,063万6,000円を追加し、59億8,363万6,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。追加で地方創生事業につきまして、限度額を1,530万円に、公民館整備事業につきまして、限度額を2億310万円にそれぞれ定めております。起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算でのほかの起債と変更ございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正事項別明細書、1、総括につきましては、このページから7ページまでは恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出のほうから説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に合計2,170万円を追加いたしました。主なものとしては、庁舎の放送設備改修工事費1,170万円を措置してございます。

5 款農林水産業費では、補正前の額に農業用ポンプ改修設計にかかわる委託料として 2 2 0 万円を追加いたしました。

9 款教育費では、3 項中学校費で、補正前の額に A L T 1 名分の増員に係る経費として 3 1 2 万 7, 0 0 0 円を追加いたしました。

1 4 ページをお願いいたします。

4 項社会教育費では、補正前の額に岩田公民館建設に係る経費として 3 億 8, 5 5 8 万円を追加いたしました。

5 項保健体育費では、補正前の額に合計 3, 8 0 2 万 9, 0 0 0 円を追加いたしました。主なものは、食育交流センター設置工事請負費として 2, 8 0 0 万円を措置してございます。

説明は歳入のほうに戻りますので、恐れ入りますが 8 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1 4 款国庫支出金の国庫補助金で、補正前の額に合計 1 億 2, 7 5 4 万 1, 0 0 0 円を追加いたしました。

1 8 款繰入金では、2 項基金繰入金で、補正前の額に合計 1 億 2 2 万 5, 0 0 0 円を追加いたしました。特に財政調整基金繰入金として今回 9, 9 7 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、今回の補正に係る一般財源を補填いたしました。

2 0 款諸収入では、2 項雑入で、補正前の額に 4 4 7 万円を追加いたしました。

2 1 款町債では、1 0 ページのほうをお願いいたします。補正前の額に合計 2 億 1, 8 4 0 万円を追加いたしました。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、6月14日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

**延会 午前10時53分**